

平成28年草津町要綱第44号

草津町における改正後の旅館業法施行令の規定により緩和された延床面積に基づく簡易宿泊所の取り扱い要綱を制定する。

平成28年10月3日

草津町長 黒 岩 信 忠

草津町における改正後の旅館業法施行令の規定により緩和された延床面積に基づく簡易宿泊所の取り扱い要綱を、次のように定める。

社会経済の成熟化に伴い、「量的充実」から「質的向上」へと価値観も変化し、温泉観光地においては、「付加価値の高いまちづくり」が求められております。

こうした状況の中で、当町としては、「温泉と高原文化とスポーツ」の国際観光リゾート地を目指し、議会、業界、地域住民と共にまちづくりを進め、多くの来訪者を受け入れることができるよう法令の手順を経て、宿泊施設が設置され、宿泊業の振興と善良なる風俗の維持及び良好な自然環境の保全に努めてまいりました。

このような背景を踏まえ、当町がこれまで行ってきた「良好な住環境」や「自然環境保全」を最優先させることこそが、今後の地域経済の発展にとって有効な手段であると判断し、「旅館業法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第98号）による改正後の旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）の規定により緩和された延床面積に基づく簡易宿泊所（いわゆる民泊）の取り扱いについては、当面の間、以下のとおり取り扱うものとする。

記

- 1 簡易宿泊所（いわゆる民泊施設）の設置については、町内全域においてその設置を認めない。
- 2 ベット上で起臥できるだけの大きさのカプセル状（箱形）の小室を並べた簡易な宿泊施設（いわゆる「カプセルホテルその他これに類する施設」）の設置は、町内全域において認めない。

附 則

この要綱は、平成28年10月3日から施行する。